

基礎年金の水準をめぐる

2025年改正に向けた社会保障審議会年金部会の報告書が取りまとめられた。基礎年金拠出期間45年化が早々に先送りされ、改正のハードルは大きく下がったように思われたが、基礎年金底上げの方法や「年収の壁」への対応など、意外に議論が錯綜した印象がある。はたして少数与党の自公政権が年金改正の重荷を背負うことができるのか先行き不透明だが、こういう時こそ年金制度の原点に立ち返った大局的な視点が必要なのだろう。

現行の年金制度には2つの軸足がある。一つは、1985年改正による基礎年金の導入と二階建て年金制度の枠組み。もう一つは、2004年改正による保険料上限とマクロ経済スライドによる年金水準の自動調整である。後者については、報酬比例年金の調整が2026年度には終了するのに対して、デフレ経済による物価スライド特例水準の解消の遅れや名目下限措置により調整が遅れた基礎年金については、調整が長期にわたり続き、基礎年金の原点ともいべき高齢者の基礎的消費水準の保障という考え方から大きく後退する。

そういうなかで、昨年10月に開催された年金学会研究発表会では、年金改革に関連付けた基礎年金の水準論に関する骨太の議論に接することができた。筆者が特に注目したのは、日本総合研究所・高橋俊之氏の基調講演「基礎年金水準の改正経緯と今後の展望」と年金シニアプラン総合研究機構・坂本純一氏の「厚生年金保険制度の所得再分配機能から要請される基礎年金の水準について」である。

高橋氏は、老後の生活の基礎的部分を保障する水準という基礎年金制度創設時の考え方は、特に低所得層の年金水準の確保を通じた貧困防止という観点や、二階部分を持たない人も多い障害・遺族の基礎年金の水準を確保する上で重要だという。ちなみに、制度創設時の基礎年金の年金額は月額5万円で、当時の65歳以上単身無業の基礎的消費支出4万7,600円にほぼ見合っていた。しかし、現状(2023年度)は、基礎的消費支出7万6,267円に対して基礎年金は6万6,250円であり、約1万円の差が生じている。

この差のさらなる拡大はとても放置できない。こういう現状に対して、高橋氏は、基礎年金と報酬比例部分のスライド調整期間の一致、被用者保険適用拡大の徹底、基礎年金拠出期間45年化の3点セットでの改革を行えば、制度創設時の基礎年金水準の考え方に立ち戻ることができるという。

坂本純一氏は、防貧機能の強化という観点から、さらに高い目標を掲げる。貧困ラインギリギリの可処分所得で生活してきた単身者が、相対的貧困ライン程度の収入を得るための基礎年金の水準である。ここで相対的貧困ラインとは、OECDの基準に基づいて国民生活基礎調査において算出したもので、等価可処分所得の中央値の半分の線、2021年度で年額127万円(月額10万5,833万円)である。これを実現するには、高橋氏のいう3点セットに加えて、70歳までの就労と70歳からの繰下げ増額受給の実行が必要だという。

基礎的消費水準の確保、さらには防貧機能の強化に向けて、引き続き重い政策課題を背負う。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ)

神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』(社会保険出版社、2021年)など。

